

令和6年8月29日（木）

於・TKPガーデンシティ仙台ホール21

くろまぐろに関するブロック説明会

（東北ブロック）

議事速記録

くろまぐろに関するブロック説明会
(東北ブロック)

日時：令和6年8月29日（木）

13：30～15：46

場所：TKPガーデンシティ仙台ホール21

議事次第

1．開 会

2．主催者あいさつ

3．議 事

- (1) 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について
- (2) WCPFC小委員会等の結果について
- (3) 国内配分に関する今後の検討スケジュールについて
- (4) その他

4．閉 会

午後1時30分 開会

○番場課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまからくろまぐろに関するブロック説明会を開催させていただきます。

私、本説明会の司会を務めます水産庁資源管理推進室の番場と申します。よろしくお願いいたします。

本日、会場参加の皆さんの他、ウェブ参加の出席者の方が多数いらっしゃいます。技術的なトラブル生じるかもしれませんが、精一杯対応いたしますので、スムーズな議事進行に御協力、御理解いただければと思います。

それから、今会場参加されている皆様にもお願いですけれども、御発言がある際には、ウェブ参加の方にも伝わるように、必ずマイクを通じて、こちらの方から手を挙げていただければマイクをお渡ししますので、マイクが届いてから御所属とお名前を発言していただいた後に、御意見、御質問いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、ウェブ参加されている皆様には、事前にメールで注意事項をお知らせしているところですが、発言を希望される場合には、Webexの手を挙げる機能で手を挙げて待っていただければ、こちらの方から順番に指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、続いて、皆様にお配りしている資料の確認をさせていただきたいと思います。

今会場にいる方には資料をお配りしております。1つが「くろまぐろに関するブロック説明会」という資料となっております。それプラス「参考、太平洋クロマグロの資源管理について」という資料、この2種類をお配りしております。基本的に今日の説明は、「くろまぐろに関するブロック説明会」と書いたものに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。資料の不足等ございましたら、お近くのスタッフにお申しつけいただければと思います。

それから、この資料自体は、もう既に水産庁のホームページに掲載をしておりますけれども、今後、本説明会の議事録は作成し次第、水産庁のホームページに掲載をさせていただくこととしておりますので、あらかじめ御了承ください。

それから、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は、冒頭の水産庁挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主催者側の主な出席者を紹介させていただきます。

水産庁資源管理部漁獲監理官の福井でございます。

○福井漁獲監理官 福井です。よろしくお願いします。

○番場課長補佐 それから、加工流通課課長補佐の富樫でございます。

○富樫課長補佐 富樫です。よろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それから、改めまして、資源管理推進室課長補佐の番場でございます。
よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、福井から一言挨拶を申し上げます。

○福井漁獲監理官 皆さん、こんにちは。

改めまして、水産庁資源管理部漁獲監理官の福井と申します。

本日のブロック説明会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、御多忙の中、ウェブ参加をはじめ、多数の方々に御参加いただきまして、感謝申し上げます。

皆様、御承知のとおり、太平洋クロマグロをめぐりましては、最近、大きな動きがあったところでございます。

まず、国内における不正事案が発生したこと等を踏まえまして、管理の強化を目的とする漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法が本年6月に成立いたしまして、6月26日に公布されたところでございます。

続けて、先月、釧路市のほうで開催されましたW C P F Cの関連会合におきまして、中西部太平洋における太平洋クロマグロの我が国の漁獲上限につきまして、小型魚について10%、大型魚については50%の増枠を行うということが勧告されました。

今回の勧告は、今年の12月に開催されますW C P F Cの年次会合での合意を得る必要がありますので、まだ予断を許す状況ではございませんが、増枠の実現に向けまして、引き続き関係国に働きかけを行ってまいります。

政府といたしましては、今回の国際的な決定を受けまして、漁業者の皆様がこれまで厳格なT A C管理に取り組んできた結果、資源が大幅に回復したことが今回の増枠の勧告につながったというふうに考えております。

本日の説明会におきまして、取り上げる事項につきまして、簡単に御紹介したいと思いますが、まず漁業法と水産流通適正化法について、法律の改正内容について説明させていただきます。

また、同じく太平洋のクロマグロの管理の強化の一環として、本年の4月に新設されました水産庁の組織、漁獲監理官について御紹介いたします。

続きまして、先月のW C P F C 関連会合の結果概要についての御説明を行います。

最後に、国内配分につきまして、今後の検討のスケジュールと現在の配分に適用されています令和 4 管理年度以降の配分の考え方につきまして説明した後に、皆様の御意見をいただきたいというふうに考えております。

今回の増枠は、本年12月のW C P F C 年次会合における合意をもった決定となりますけれども、令和 7 管理年度は、来年 1 月 1 日から開始となりますので、これに先立つ来月 9 月から水産政策審議会の下に設置されましたくろまぐろ部会におきまして、令和 7 管理年度以降の配分の考え方を検討することとしております。

本日の説明会でいただいた意見も整理させていただいた上で、くろまぐろ部会で御審議いただく予定としておりますので、皆様からの幅広い御意見をお願い申し上げます。

最後になりますけれども、本日の説明会が有意義なものとなりますよう、また参加者の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○番場課長補佐 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影はここまでとしていただくようお願いいたします。

それでは、最初に、本説明会の進め方を説明させていただきます。

資料は、くろまぐろに関するブロック説明会と書かれた資料の方を用いて説明をさせていただきます。

1 枚目の下に議題を載せてございますけれども、水産庁からそれぞれの議題ごとにまず説明をさせていただいた後、1 つ議題の説明が終わりましたら、皆さんから御意見、御質問をいただく時間を設けますので、1 つずつ御意見、御質問等あればよろしくお願いいたします。

それから、議題の 4 番、その他については、特段水産庁の方から何か議題等を用意しているわけではございません。議題の 1 から 3 以外でもせつかくの機会ですので、御意見、御質問とか、何かございましたら、この 4 のその他のところで御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議題に入りたいと思います。

最初に、水産庁から議題の 1 番、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について説明させていただきます。

○富樫課長補佐 皆様、お疲れさまです。

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について御説明します。

この一部改正を担当しました水産庁加工流通課の富樫と申します。よろしくお願いいたします。

6月まで行われていました通常国会において、この一部改正につきましては、審議可決成立したところでございます。令和6年6月26日に法律は公布という形となつてございます。

まず、2つの法律のうち、まず1つ漁業法の改正について簡単に御説明したいと思います。

今回、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして、農林水産省令で定める水産資源としまして、太平洋クロマグロの大型魚、30キロ以上の大型魚の指定を想定してございまして、この太平洋クロマグロ大型魚を想定した特別管理、特定水産資源につきまして、次の（1）の①から④の4つの事項を措置するということで予定してございます。

まず、（1）①ですけれども、TAC報告事項につきまして、現行の漁獲量の総量報告に加えまして、採捕した個体の数、こちらを追加していただきます。これは通常の総量で報告している部分に全体の匹数、尾数、こちらを報告していただくということを予定してございます。

続いて、②番ですけれども、TAC報告を行う際に使っている情報、船舶等の名称、個体の重量等、こちらの記録の保存をお願いしたいというふうに思います。

続いて、③番でございますけれども、TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を今回引き上げるということとして措置してございます。また、新たに法人重科というものを設けまして、これは太平洋クロマグロは大変高価なもので、価値が高いものでございますので、組織ぐるみでやった場合、違反する金額は相当大きくなるということもありまして、法人重科という形で新たな罰則の規定を設けてございます。

④番ですけれども、TAC報告義務に違反し、かつ、そういった違反行為を引き続き行うおそれがある場合は、弁明等の機会を与えず、即時に停泊命令を行えるようにするというような4つのことを現在予定してございます。

この改正に合わせまして、（2）番、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設、その他の所要の改正も行っているところでございます。

特に、この漁船の操業位置を把握する、これ衛星船位測定送信機、VMSの設置等の命

令に違反した場合の罰則につきましては、この規定のみ公布の日から20日後施行としておりまして、既に令和6年7月16日から施行してございます。

続いて、4ページを御覧いただければと思います。

もう一つの法改正しました水産流通適正化法です。正式名称は特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律でございます。

この法律は、令和4年12月から施行した、まだ割と新しい法律でございますけれども、今般の事案を受けまして、このように改正したというところでございます。

改正内容につきまして、資料に基づいて御説明しますけれども、（1）番、まず特別管理特定水産資源等、これ先ほど漁業法改正の方に出てきましたけれども、太平洋クロマグロの30キロ以上の大型魚を想定しまして、この水産資源につきまして、次の3つを義務づけるということで予定してございます。

まず、（1）の①でございますけれども、取引時における船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達、これは先ほどTAC報告に必要な情報の保存というものを義務づけたものを取引、販売するごとに同じ情報を伝達していただくということを考えてございます。

続いて、②番、取引記録の作成、保存でございますけれども、これは伝達した情報伝達につきまして、これを取引ごとにしっかりと作成、保存をお願いするというものでございます。

③番が輸出時の適法漁獲等証明書の添付というところでございますけれども、これは違法漁獲物の輸出が抜け道とならないように、通関するたびに適法漁獲等証明書、こちらの添付が必要となるというようなものでございます。

情報伝達、取引記録の保存、この適法漁獲等証明書ですけれども、現時点では、太平洋クロマグロ30キロ以上、太平洋クロマグロの解体するまで、こちらを想定してございます。

続いて、（2）番、情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能ということで、画面右側にありますとおり、パターン1、2、3という感じで表しておりますけれども、従来使われている伝票等での伝達でも良いですし、やっぱり流通コストとか、そういった効率化を図る観点からもタグやQRコード、こちらの伝達でも良いというような形を取っております。

最後、（3）番ですけれども、この他農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能ということで、先ほど（1）の③に出てきました適法漁獲等証明書、現在、ナマコ、アワビは大臣が発行しておりますけれども、これは民間機関でも発行でき

るというようなことを可能とするということで、輸出の手続の効率化を図るといったような観点等から措置したものでございます。

また、事業者が情報伝達取引記録の作成等の義務に違反した場合の罰則を新たに設けているというような所要の改正も行ったところでございます。

4 ページ一番下にありますとおり、先ほどのVMSの規定を除きまして、主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行ということになっておりまして、令和6年6月26日公布でございますから、こちらから2年以内に施行ということで、準備期間をしっかりと設けた上での法律の施行ということを現在予定してございます。

続いて、5 ページを御覧ください。

今、御説明しましたとおり、法改正による規制措置、こちらに合わせまして、太平洋クロマグロの中の陸揚げの状況などを検査するため、令和6年4月から水産庁において漁獲監理官というものを設置してございます。4月時点で23名の体制を構築したところでございます。

水産庁では、従来から取締り船等で洋上による監視は行っておりますけれども、こちらに加えて、陸揚げ時の監視も強化するというような内容となっておりまして、漁業者や漁協、産地市場等の関係事業者等を対象としまして、TAC報告の状況等を巡回調査ということで、現在も関係都道府県と連携しまして、行っているところでございます。

監視強化等に関しては以上でございます。

○番場課長補佐 それでは、御意見、御質問等ございましたら、挙手をしてよろしく願います。いかがでしょうか。ウェブの方ももし御意見、御質問等あれば、手を挙げていただけると幸いです。ウェブもよろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。

続きまして、議題の2、WC P F C 北小委員会等の結果について説明をさせていただきます。

説明ですけれども、改めまして、私、資源管理推進室の番場と申します。よろしくお願いいたします。

私、国内担当なんですけれども、ちょっと中でも説明しますけれども、来週からまたこのクロマグロを含めた国際会議始まるということで、恐縮ですけれども、説明は、私の方

からさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

資料は、7 ページを御覧ください。

W C P F C 北小委員会等の結果の概要を示しているスライドとなります。

まず、1 番、日時、場所ですけれども、7 月10日から14日までW C P F C 北小委員会と I A T T C の合同作業部会が行われました。御承知の方も多いと思いますけれども、この太平洋クロマグロ、日本も含む太平洋の東側をW C P F C で管理しておりまして、アメリカやメキシコの西側は I A T T C で管理しているということで、まずその2つの地域漁業管理機関での合同作業部会が行われまして、そこでの結果を踏まえて7 月15日から16日にW C P F C の北小委員会が開催をされたというスケジュールとなっております。場所は釧路市で行われました。

向かって右側の出席国ですけれども、ここに記載がございますとおり、16か国・地域が参加をして議論が行われたというところです。我が国からは、福田水産庁資源管理部審議官が代表として、その他漁業関係者の皆様も含めて参加をして、交渉が行われたというところです。

それから、冒頭、大臣からのビデオレターということで放送がされまして、今まで日本を含め、管理に努力をしている結果が報われるべきであるというようなビデオレターを流して、議論をさせていただいたというところになっております。

3 番の結果ですけれども、W C P F C 側の結果としましては、漁獲上限については、小型魚は全体で計4,725トンが5,125トンということで、400トンの増枠となりました。この内訳が下にご覧いただけますけれども、日本は4,007トンから4,407トン、10%増ということで、W C P F C 側の400トン増というのは日本の増と同等と、全てが日本側の増枠となっております。もう一つ、韓国は718トン、今まで枠がございますけれども、ここは増枠はなしとなっております。理由については後ほど説明しますが、大型魚の方の増枠を強く要望しているということで、そちらに振り分けているので、小型魚の増枠はなしとなっております。

それから、もう一つ、下に小さく字で書いてございますけれども、小型魚のうちでもこの国際交渉の中で、小型魚のうち特にゼロ歳魚、具体的には2キロ未満のところの漁獲が増えることを懸念する国が多かったということで、ゼロ歳魚の漁獲を増えないように努めるというような規定が挿入をされております。この増えないようにというのは、規定としては2002年から2004年水準の半分から増えないようにという規定となっております。

続いて、大型魚の方ですけれども、大型魚はW C P F C 全体として7,609トンが1万1,869トンということで、4,260トンの増枠ということでとりまとまっております。そのうち、日本については5,614トンから8,421トン、50%の増枠となっております、その下、韓国は今30トンの枠ですけれども、これが501トンということで、471トン増枠となっております。これは、先ほど説明した小型魚の方を増枠なしとして大型魚へ振り替えているというものの、プラス枠が少ないということで300トンを加えて増枠をしているということとなっております。それから、台湾もここに書いてございますとおり、50%の増枠となっております。それから4ポツ目、ニュージーランドと豪州につきましては、南半球の国なので、この北小委のメンバーではないんですけれども、資源の回復によって南半球側でもクロマグロが捕れてきているようになっているということで、それぞれ200トン、それから40トンまでの漁獲を可能としております。

それから、その他の規定について下にございますけれども、今現在、17%を上限に繰越可能となっておりますけれども、これが今までは時限措置とあって、一定期間だけそれを認めるというようなものになってございました。このルールが一般ルール化をしたということで、年限なく適用されることになりました。

それから、最後のポツですけれども、小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置ということで、1.47倍を乗じて小型から大型へ振り替えられるという措置についても、今までは上限もありましたし、時限措置であったものが適用上限を撤廃をして一般ルール化ということで、年限なく適用されるという形でとりまとまっております。

続いて、8ページ目を御覧ください。

今ほどが西側、W C P F C 側の措置となりますが、こちらピンクの方がI A T T C 側、東部の方の内容となっております。主に、アメリカとメキシコですけれども、アメリカが1,017トンであったものが1,822トン、50%、プラス300トンの増枠、メキシコにつきましても、6,973トンが1万763トンということで、50%の増枠と300トンの増枠となっております。これは2年間のブロッククォータということで、2年での枠となっております。

それから、その他の議論ということで紫色の部分ですけれども、太平洋クロマグロの管理状況について、これは日本の方から国内の管理状況について報告をさせていただきました。青森で生じた未報告事案を踏まえ、先ほど議題の1で説明をしました漁業法及び水産流通適正化法の改正ですとか、漁獲監理官の新設等の説明を行いました。

それから、管理取締り措置として、各国が実施している監視取締り措置に関する報告義

務を設けまして、その報告を踏まえて2025年以降、合同作業部会で統一的な監視取締り措置を検討していく手続を定めた保存管理措置に合意がされております。

4番です。今後の予定ですけれども、来週9月2日から6日まで、まずは東部側、I A T T Cの年次会合で、まずはこの措置も含め議論がなされる予定となっております。それから、11月28日から12月3日にかけてW C P F Cの年次会合で、今ほど説明しましたもろもろの措置、これが決まるかどうかというのが議論をされます。

以上が国際的な議題2についての説明になります。

すみません、私の説明の中でW C P F Cが東、I A T T Cが西と説明してしまいましたけれども、逆でしたので、すみません、訂正させていただきます。

それでは、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

一応、ウェブの中では、国際課担当も聞いておりますので、会場の方よろしくお願いいたします。

○参加者 水産庁さんには、この国際会議において増枠の方に非常に御努力いただきまして、増枠をいただいたということで、大変感謝してございます。

ちょっと2点ほどお聞きしたいんですけれども、当初、国の方では、大型魚については150%、小型魚については30%の増枠を提案するという形で会議に臨まれたと思うんですけれども、ここのレベルまで落ちてしまった要因というか、会議の中での議論というのはどうだったのかというのをちょっと教えていただきたいというのが1つと、それからもう一点なんです、W C P F Cの小型魚について、ゼロ歳魚の漁獲が増えないように努めるというようなところがございますけれども、今後の形として、その2キログラム未満といったような管理区分というのが出てくるのかどうか、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

ウェブの国際課さん、回答可能でしょうか。

○金納係長 お世話になってます。水産庁国際課の金納と申します。

まず、1点目の当初の日本の提案ですね。131%大型魚の増枠と小型魚の方が30%増枠ということの提案ということで、実際の合同作業部会北小委員会の方で合意された数値とはまた大きな数字ということで、御指摘をいただいたものと認識しております。

こちらの数値につきましては、もともと現行のW C P F Cで認められているルールの中

で最大限の増枠の幅ということで、6月4日に開催いたしました全国説明会、意見交換会での意見を基に提案をさせていただいていたものにございます。

実際の議論の場におきましては、最大限の増枠ということもございまして、増枠後、また資源が減少傾向になるということもありまして、各国からは、そちらを懸念した意見が出たということで、最終的にはWCPFC、IATTC共同議長の方から提案されておりますシナリオ、資源の増加トレンドが維持される中での増枠のシナリオというところで議論が行われたということで、こちらの議論として行われるということ自体は予測もされていたところです。

すみません、2番目の質問について、一瞬ちょっと聞こえなかったもので、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか、申し訳ございません。

○番場課長補佐 すみません、会場の方の事務局となります。

多分、2つ目の御質問はゼロ歳魚の規定を受けて、今後管理区分をつくる予定があるかという御質問かと思います。

多分、国内の方の担当、問題になりますので、私の方から回答させていただくと、現状まだどうするかというのは未定となっております。措置としては国際的なルールというか、その決まったものは2002年から2004年水準の半分から増やさないということで、現状のままであれば特に何もしなくても、この規定自体は守れると思っております、当時に比べれば大分減っていると、今の状況であれば減っているんで。

ただ、一方で、今回のそういうものも含めて10%増枠というのがまとまったんですけれども、それによって、またこのゼロ歳魚の漁獲が増えると、今後の増枠に影響してくる可能性があるというのは聞いております。そういったことも踏まえて、このゼロ歳魚の措置にどう対応していくのか、どう対応できるのかというのは、また都道府県の皆さんなんかとも、特に細かい小型魚の中でも2キロ未満であったりとか、1.5キロ未満をどうするかというのは、結構、各県さんで様々な自主的な措置でやられているという状況だと把握してまして、そういったものも踏まえて、今後どうやっていくべきなのかと、やれるのかというのは、早めに皆さんと相談しながら検討させていただければと思っております。

○参加者 分かりました。ありがとうございました。

○番場課長補佐 その他いかがでしょうか。会場、よろしくお願いいたします。

○参加者 130%まで水産庁では大丈夫だということで提案したんですかね、もともと。

○番場課長補佐 国際課さん、お願いできますでしょうか。

○金納係長 すみません、131%の大型魚の増枠という、この最初の日本の提案の方の増枠の幅につきましては、現行のW C P F Cのルールの中で最大限の増枠幅ということで、ルールを大幅に超過したというわけではなく、ルールに沿った中で最大限の増枠幅ということで、国内の意見を踏まえて提案させていただいていたところでございます。

○番場課長補佐 よろしいでしょうか。

○参加者 すみません、提案ということは、もう日本では、そのぐらいまで増やしても大丈夫ですよというあれで提案したんですかね。

○金納係長 6月4日に行わせていただきました全国意見交換会での意見での説明もさせていただいた上で、そこでの意見も踏まえた中での提案ということで出したところです。

○番場課長補佐 よろしいですか。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。ウェブもいかがでしょうか。

その他御意見、御質問等なければ、次に進ませていただきたいと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、議題の3、国内配分に関する今後の検討スケジュールについてということで引き続き説明をさせていただきます。

資料の方は、10ページを御覧ください。

今ほど議題の2の方で、国際の方の説明をさせていただきました。まだ決定ではないですけれども、一応、北小委員会では、増枠の方向で年次会合に提案するというところでとりまとまっております。まだ決定ではありませんけれども、並行して国内配分についても検討を進めていく必要がありまして、そのスケジュール等をまずは説明させていただきます。

今後ですけれども、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されましたくろまぐろ部会で配分の考え方を検討していくこととなります。

下に青枠で囲っておりますのが具体的な想定されるスケジュールでございますけれども、まずは2024年8月、今ブロック説明会を全国5か所、ここに記載してございますとおり開催をしまして、北小委員会の結果を踏まえて、国内配分について皆様から御意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

それから、9月以降、12月上旬にかけまして、くろまぐろ部会を全部で3回程度と考えておりますけれども、くろまぐろ部会を開催しまして、ブロック説明会でいただいた意見も踏まえまして、配分の考え方を検討していくということとなります。

11月28日から12月3日にW C P F C年次会合が開催されまして、この増枠がどうなるか

というのが最終決定いたします。

それを踏まえまして、12月上旬には、毎年行っておりますT A C意見交換会、それからそれを踏まえて水産政策審議会への諮問を経て、具体的な配分を決定するという流れとなります。

その後、2025年1月、もう翌月からは大臣管理区分の令和7管理年度が開始しますし、都道府県の沿岸漁業の方につきましては、4月から令和7管理年度が開始をされるということとなります。

この後、皆さんからいろいろ配分について御意見いただきたいと思いますが、今現状どうなっているのかというのをまず説明をさせていただければと思います。

11ページ目を御覧ください。

こちらが今ですね、今の配分については令和4管理年度以降の配分の考え方というのをベースに配分を行っておりまして、その概要を説明させていただきます。

向かって表の左側から説明をさせていただきますけれども、まず基本的な考え方としては、小型魚、大型魚ともW C P F C基準年、2002年から2004年を基本としまして、近年の漁獲実績を勘案して配分するものとしておりまして、配慮すべき事項は留保から配分することとなっております。これが基本的なものとなっております。

それから、下にいっていただいて、これは以前、令和4管理年度以降、15%大型魚増枠というのがなったときに入った規定ですけれども、かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降は、W C P F C基準年の平均漁獲実績以上の数量とするということとなっております。

それ以前、令和3管理年度までは、このかつお・まぐろ漁業とかじき等流し網漁業等は、W C P F C基準年よりも少ない数量となっていたというので、そこを手当てするというものでございます。

それから、1つ右にいていただいて、都道府県ごとの配分につきましては、小型魚は2010年から2012年が今基準となっております。

それから、大型魚につきましては、2015年から2017年の4月から翌年3月までの漁獲実績というのが基準となっております。

また1つ右にいていただいて、以降が留保の中で配慮すべき事項、配慮するとしておりますその配慮すべき事項についてです。

まず、小型魚の上の1ポツから説明をさせていただくと、1ポツ目は小型魚の留保につ

いてですけれども、国の留保については100トン程度国が保持するということとされてお
りまして、この規定に基づいて100トン程度留保をさせていただいております。

それから、2ポツ目ですけれども、小型魚から大型魚への振替についての規定ですけれ
ども、小型魚から大型魚へ振替、1.47倍で振り替えられるという規定になっておりますの
で、そのメリットを享受するために、我が国全体として400トン以上振り替えることを目
指すということで規定がされております。この文書に基づいて、実際、令和4管理年度以
降は、日本全体としては400トン以上、毎年小型魚から大型魚へ振り替えているというこ
ろです。

それから、3ポツ目ですけれども、令和3年までは小型魚、国の留保250トン程度ござ
いました。これを100トンにするということで、そういったところに出てきたものについ
ては、沿岸漁業等へ配慮をするということで規定がされてございます。

それから、大型魚の方ですけれども、同じく1ポツ目について沿岸漁業へ配慮した配分
を行うというものとなっております。

それから、2ポツ目は、大型魚につきましては、最大漁獲実績を勘案して配分をする
というのが2ポツ目の規定となっております。小型魚の方は、平均漁獲実績が基準になっ
ているんですけれども、大型魚については、これまでは最大漁獲実績を勘案して配分する
というのが少し小型魚と違うところとなっております。

それから、3ポツ目、4ポツ目は、いわゆる混獲回避等の規定になってございますが、
まず3ポツ目につきましては、都道府県に対して配分量が少なくなり、混獲管理が難しい
都道府県に対して一定数量上乗せ配分するというもの、それから4ポツ目については混獲
が想定される漁業種類、具体的には、かじき等流し網漁業等についても一定数量上乗せ配
分するというもの、5ポツ目につきましては、小型魚から大型魚へ振り替えた管理区分に
一定数量上乗せするというものです。

最後のポツにつきましては、留保ですけれども、小型魚と同様に、大型魚についても
100トン程度国が留保するということで、この規定で国が100トン程度留保させていただ
いているというような状況となっております。

続きまして、また1つ右にいただいて、次の配慮すべき事項として資源評価に用
いるデータへの配慮というものがございます。

大きく2つありまして、まず小型魚の方で一部地域のひき縄漁業に対してデータの精度
を担保するために、一定数量上乗せ配分するということで、この規定に基づいて一定数量

配分しております。

それから、もう一つが資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができるということで、いわゆるできる規定ですけれども、そうできるとされております。ただ、この配分の考え方がまとまった令和4管理年度以降、このできる規定を用いてどこかの管理区分に留保から配分したというようなものはありません。実績はないという規定になっております。

それから、また1つ右にっていていただいて、未利用分の繰越しの取扱いです。繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項、具体的には、混獲回避等への配慮、それから資源評価に用いるデータへの収集への配慮を行うということを基本としております。具体的には、小型魚、大型魚とも留保に繰り入れた分につきましては、沿岸漁業を優先して配分をしているというところでございます。

12ページ目を御覧ください。

今ほど簡単にではありますが、配分の考え方を説明させていただきました。これに基づいて配分をしてきておりまして、これまでの国内配分の変遷を数字で載せております。オレンジ色の上の方が小型魚、青いところが大型魚となっております。小型魚の方で表の見方を説明させていただきますと、向かって右側からまず漁業種類となっております。

続いて、1つ右にっていていただいて「a」の部分ですね。「a」の部分が2002年、2004年の平均漁獲実績の2分の1の実績をそれぞれの漁業種類に載せております。

また1つ右にっていていただいて、基礎的な配分（2019年）ということで、2019年の基礎配分の数字を載せてございます。

ここ、法律に基づくクロマグロの数量管理、2018年から始まったわけですが、この配分の考え方に基づく配分というのが2018年当初ではなくて、2018年に一番最初の配分の考え方がとりまとまりまして、2019年から適用されておりまして、2019年の数字を載せております。

向かって、もう一つ右にっていていただいて、令和6管理年度の基礎的な配分「b」ということで、これが一番最近の基礎配分の数字となっております。

一番最後、一番右側、そこの「a」と「b」の増加率というのを載せてございます。

大型魚についても見方は同じですので、御意見等いただくときの御参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、13ページを御覧ください。

説明では最後のスライドで、これから皆様から御意見、御質問等いただければと思いますけれども、水産庁の方で今後配分の考え方の見直しにおいて想定される主な事項ということで載せております。

まずは、基礎配分ですね。基礎配分、現状はW C P F C 基準年、2002年から2004年を基本としております。国際的にも国内配分もこれを基準としております。

配慮すべき事項ですけれども、これは大きくは3つございまして、沿岸漁業への配慮、漁法の特性に起因する事項、具体的には混獲回避等です。それから、資源評価に用いるデータ収集への配慮というものがございます。

それから、繰越ルールにつきましては、今現状は管理区分ごと、都道府県でいえば、それぞれ都道府県の枠ごとに繰越しは10%までということで上限としておりまして、残りの分は一度国の留保へ繰り入れた上で、沿岸漁業へ配分しているというところでございます。

それから、国の留保につきましては、小型魚、大型魚とも100トン程度を留保して、大型魚のうち40トン程度、留保の100トンのうち40トン程度で、今は遊漁の管理の方を対応しているというような状況となっております。

それから、小型魚から大型魚への転換対策や振替規定、1.47倍で振り替えられるという規定については、今現状は、我が国全体で振替量400トン以上目指すということで、実態としても400トン以上を振り替えているというような状況となっております。

それから、最後ですけれども、その下の方参考として載せている部分を紹介させていただきます。

今現在のこの令和4管理年度以降の配分の考え方というのを抜粋しておりますが、この中でも増枠時の対応ということで一文ございまして、それを載せております。

「具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には、過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど、漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や捕り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである」というふうに記載がされてございます。

この後、皆さんから御意見、御質問いただきたいと思いますと思いますが、ここの今御紹介させていただいた配分の考え方にありますとおり、沿岸漁業へ配慮してほしいという部分、沿岸漁業への配慮については、ここに記載してありますとおり、今後の配分の考え方でも当然なくなるものではないと思っております。

なので、どのような意見でも良いんですけれども、もし具体的に御意見、御質問、その沿岸漁業へ配慮とか、こういうところに配慮すべきであるとか、こういう考え方にに基づきやったらどうかとか、もしあれば、具体的な御意見までいただけると非常にありがたいなと思っております。当然、それ以外でも配慮してほしいというところだけでも良いんですけれども、もし具体的なアイデアがあれば、いただけると非常にありがたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

そうしたら、会場の方から真ん中の方、よろしくお願いいたします。

○参加者 御説明ありがとうございます。

漁獲枠の国内配分に関する今後の考え方についてという最後の資料ですけれども、これについて定置漁業者として意見でありますけれども、述べさせていただきたいと思います。

この資料3-4ですか、にもありましたけれども、漁獲枠の具体的な配分に当たっては漁法の特性に十分に配慮するというふうにあります。定置網のことを申し上げれば、定置網というのは定められた海域に漁具を固定して、そこに回遊してくる魚を待つて捕る、そういう極めて受動的な漁法であります。積極的に移動を繰り返して、おおよその魚種を特定して操業できる漁法とは異なって混獲率が非常に高い。選択的な漁獲が困難だというふうな特徴があります。

その漁獲量を調整するために、漁獲枠ですね、与えられた、そのうちで捕るように調整するために、クロマグロを放流するというふうなこともするわけです。通常捕る、漁獲できるような魚、多くの魚種がおりますけれども、マグロと一緒に放流をして水揚げできないというふうなことが日本中、定置網の中では日常的にあります。それは経済的な損失が最も大きい漁法だというふうに私は思っています。

この漁獲枠の配分においては、やっぱりこのように資源管理におけるその作業の負担、あるいはそういう経済的な負担の大きい定置網だとか、一本釣りだとか、はえ縄だとか、こういう日本の伝統の伝統的な漁法、そういったところに優先的に配分するように重ねてお願いをしたいというふうに思います。

漁獲枠の増加で放流する機会が少しでも減るということが小規模な、我々のような沿岸漁業者の所得の減少を最小限に抑えるというような方策につながるというふうに考えています。

それから、もう一つですけれども、国内配分を沿岸漁業者に優先するということふうをお願いをしているわけですが、そのもう一つの理由というのは、大規模漁業でマグロを漁獲した場合に、低品質のマグロを一度に大量に水揚げをするために、マグロの単価を押し下げる状況を招いています。現状そうです。これ以上の大量漁獲というのは、国内相場の下落をこれ以上招いて、沿岸漁業だけではなくて、例えば遠洋のマグロはえ縄漁業だとか、そういったものにも打撃を与えかねないというふうに考えております。こういったことは避ける必要があると思うので、水揚げが増加してもその単価が下落するというのであれば、増枠の効果はないわけですから、このあたりも考慮していただけたら良いというふうに思います。

いずれにしても、この漁獲配分については、このような状況に配慮して沿岸漁業者優先のその方法でぜひ行っていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

もちろん、これから配分の検討が始まっていくわけなので、今回、御要望をお聞きする場ということで、おっしゃりたいことは分かりました。なので、たくさん配慮しますと私が今ここで説明はできないんですけれども、御意見承知しましたので、ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。よろしいですか。

すみません、そうしたらこちらから。

○参加者 今日御苦労さまです。

組合の代表として来ているので、組合のことを言います。

水産庁はマグロを捕るために、承認というのを出しましたよね。承認を与えて、捕る権限を与えて、枠を与えないでどうして捕ることができるんでしょうか。そこを一つお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

当然承認、今1万8,000隻ですか、あって、皆さんに十分な量が行っているとは思っておりません。そこはどうしても国際的な上限の中でやっていく必要があるので、皆さん、枠が不足している状況であるというのは把握しております。

○参加者 このTAC法は始まってから6年間、沿岸は、うちの方の組合は大変厳しい状況です。それで、今増枠の分でいいますと、2.2トン増枠になりました。それに承認許可

を持っている人が29人います。頭割りをすると六十何キロなんですね。海に六十何キロのマグロはいないんですよ。だから、捕りに行くにも行けない。捕るわけにいかない。大変厳しい動きのつかない、まして、今水温の上昇、海藻が取れない。海にいるのはマグロだけなんですよ。まして、うちの方の主になるマグロー本釣りしている小さい船は2、3トン、4トン、5トン未満の船が多くて、目の前に来ている魚は2か月ぐらいなんですよ。その時期を過ぎると、マグロが回遊していなくなっちゃうんですよ。だから、せめて今まで前浜に来た魚を沿岸漁民は捕って生活してきたわけですよ。その沿岸に来た、前浜に来た魚も今現在捕られない状況です。そういうのをやっぱり沿岸を、実績もそうですけれども、そういうのを広く見て、沿岸漁民が生活、せめて生活のできるような配慮していただきたい、それをお願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知をしました。

その他いかがでしょうか。

そうしたら、こちら側からお願いします。

○参加者 今日はどうもお世話さまでございます。

さっき釧路で会議があったと。会議があって、ゼロ歳魚の資源が減ると。減るというか、それを捕っては駄目だというのは、多分まき網がいっぱい捕ったから資源が減ったのに対して、アメリカとかメキシコが負担に思っているという報道をちょっと読んだんですけれども、それについてどうでしょうか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

説明をさせていただくと、当時この管理が始まる、要はクロマグロの資源の減少した一因として、全てではないですが、当時まき網による小型魚の漁獲が増えてきたというのが一因であるというのは資源評価の中でも言われております。

今まで増枠の議論の中で、小型魚を増やすことに他国が懸念をしているというのは、そうではなくて、小型魚を捕る方が大型魚を捕るよりも資源へのインパクトが高いというふうに、この資源評価の中では、今言われています。なので、小型魚を捕ることに対して、より小型魚を増やす方が資源にダメージを与えてしまうということで、各国は、そこに懸念を示しているという状況だと理解しています。

○参加者 沿岸で都道府県枠で捕っている人たちの捕っている量で資源が減ったということは、まずないと思うんですよ。まき網がいっぱい捕ったから、資源が減ったから、みんな規制をかけられて承認証をもらわなきゃいけない状況になったと思うんですよ。それだ

ったら、まき網にちょっとペナルティーをかけて、沿岸漁業にまき網に回す分の大型魚枠でも都道府県枠に回してもらいたいのが本音です。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

沿岸漁業の方へ、それは小型魚の方も回してほしいという御意見だということによろしいですかね。

○参加者　大型魚を主に回してもらいたいです。

○番場課長補佐　分かりました。ありがとうございます。御意見は承知をしました。

一応、その状況だけ、先ほど説明した12ページ目御覧いただければと思うんですけども、現状だけ説明をさせていただければ、そういったこともあって、小型魚の方を見ていただければと思うんですが、大中まきの方はもう当時の約半分くらいにまで小型魚の漁獲を少なくしております。そういう実態はあるというのは御理解いただければと思います。こういったものを踏まえた上でも、これからの増枠について沿岸漁業を配慮してほしいというのは御要望として承知をしました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

お願いします。

○参加者　うちの漁法は、針で捕る漁法なんですけれども、針で捕るときは、ほぼ99%マグロしか捕りません。陸の商売でいえば、魚屋でいえばマグロの専門店です。まき網さんは一つの漁具でいろんな魚を捕ります。陸でいえば、魚のスーパーです。こちらは99%マグロしか捕らない漁法なので、その漁法に優先に配慮して配分をしてもらわないと廃業になってしまいます。だから、専業でやっている漁法に配慮して、増枠多くお願いしたいと思います。

それに、もう一つは質問なんですけれども、さっきから聞いていれば、沿岸に配慮とか優先とかいろいろ使っているんですけども、小型も大型も100トン留保があって、その留保は沿岸に優先に配分していると説明あったんですけども、実際、小型魚、大型魚、沿岸に留保枠をどれぐらい使ったか教えてもらえますか。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

ちょっと具体的な数字、今持ち合わせていなくて恐縮ですけども、御要望は優先配慮してほしいというのは承知しました。

最後の御質問ですけども、すみません、ちょっと間違っていたら恐縮なんですけど、今留保からの小型魚の優先配分というところ、資料で言えば、多分11ページの一番向かって

右側のお話なんだと思います。小型魚、大型魚とも未利用分の繰越しについては優先して配分を行うという部分ですね。ここについては、その留保の100トン配分しているのではなくて、余った分、前年の管理した中で、日本全体として余った部分を一回留保に入れて、余った分全体の中から100トンを残して、それ以外の部分を都道府県へ配分しているという状況になっています。

数量については、今年、令和5管理年度から令和6管理年度に余った分を繰り越して配分したものは小型魚でいうと約400トン、大型魚でいうと約320トンを都道府県に配分しています。

○参加者 分かりました。

○番場課長補佐 その他いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○参加者 よろしくをお願いします。

私としては、13ページの一番下の参考、配分の考え方の抜粋の中で、中段で、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつとあります。これをやられてしまうと、大型魚に関しては、大中型まき網がAの数字3,098トン、都道府県が1,032トン、大中まき網のこれがパーセントにしても分母が非常に大きい。これをそのままパーセントで割り振りされると、またこの大中まき網と沿岸の差が広がってしまう。それで、その増枠時の対応として、混獲回避などを行う漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や捕り控えた都道府県、漁業者等に対して配慮することを検討すべきであると、ここを強くお願いしたいと思います。

私ども定置は混獲の際、放流をしております。各定置漁業者、放流した日にち、尾数、きちんと我々データで、数字でまとめております。水産庁は、この我々が放流した数字をまとめることもなく、こういう基準年で対応するのであれば、これは非常に我々側にとっては厳しいと。水産庁には、私ども沿岸漁業者がどのぐらいの数を放流しているかをきちんとまとめて、この増枠の時点で配慮していただければと思います。

私からは以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望は承知しました。

その放流の尾数のところですけども、我々として今把握できているのが全国的に統一の基準というかで把握、御承知いただいていると思いますが、できていないんですよ。支援事業の実績として野帳ですとかで放流尾数、その支援事業を使っている方からは把握できているんですけども、それ以外がないということで、なかなかその放流数の全体的

な把握ですとか、それをどう基準にしていくかというところは、ちょっとすぐにできるという状況にはないというところです。ただ、その把握していくべきというところで御意見は承知しましたので、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

お願いします。

○参加者 今、放流、混獲回避のための再放流の話が出たところでございますけれども、岩手県でも定置の方、かなり漁獲の枠をそれぞれ業界ルール方で各定置に割り振って、もう放流している量が多いということを漁業者の方からよく聞くところでございます。県では、一応、混獲回避の事業で出てきたその報告値をまとめてやっているところなんですけれども、令和5年は37万8,000尾、これ平成29年からずっと行ったうちでやはり一番ピークを最大の尾数になっておりまして、放流重量として推定されるのは2,700トンと、これちょっと1尾ずつ当然その数字の根拠とか正確性というのはちょっと出てこないところではあるんですけれども、そういった状況ですので、できるのであれば、国内でもそういった放流のデータというのを集めていただいて、それに基づいて、いわゆる当然定置漁業がメインになってくるんですけれども、各県の来遊量というのをある程度把握した上での配分というのをすぐできなくても、今後考えていただければと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望承知しました。

その他いかがでしょうか。

そうしたらウェブの方ですけれども、お願いします。

○ウェブ参加者 はい、よろしくお願いします。

やはり我々が思っていることが沿岸漁業者として、まき網の乱獲がマグロの減少に確実に影響していると思います。産卵寸前のマグロは、はえ縄や釣りではなかなか釣れないものなんですよね。産卵の前ですと、ちょっと荒食いで釣れるんですけれども、産卵寸前で固まっていると、餌を食べないんですよね。そういう状況は、まき網にとって一網打尽にできるチャンスなんですけれども、もうそういう現状を日本全国の沿岸漁業者も目撃していると思います。

それなのに水産庁はまき網に過大な枠を配分していて、このままだとTACで増えたマグロも伸び代に上限ができると思います。むしろ減っていく可能性もあると思います。そ

れらを踏まえて、5つほど提案を述べさせていただきます。

1つ目、大型魚の50%増枠分は、定置網を含む沿岸漁業に全て配分してほしい。放流による負担が半端なく大きい。各科学者の分析を見ても過去の資源悪化に対する責任はほとんどないと思われます。

2つ目、かつお・まぐろ漁業への大型魚漁獲の配分が1,000トン規模になれば、現在のI Qを一時停止して、漁獲実績は新しく取り直せるのではないかと。二、三年後に新しい実績に基づくI Qをやり直してほしい。

3つ目、大中型まき網への新規増加は凍結し、報道によれば、アメリカは太平洋の西側での漁獲枠増加を東側より小さくするよう主張している。1990年代の日本のまき網が小型魚を大量に捕って資源悪化を招いた責任を取れという意味だと聞いている。大中型まき網こそ優先的にI Qを実地できるのではないかと、なぜできないのかをその理由を知りたい。

4つ目、小型魚漁獲の10%増枠分は、大中型まき網規制の道連れにされた沿岸漁業などに優先配分し、まき網漁業への配分は見送りにしてほしい。

5つ目、遊漁者からも500トン規模の増枠要望が出ていたが、数量は過大であると思う。釣り人自身による自家消費が可能な範囲にとどめるべきであると考えています。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

すみません、ちょっと音声の一部途切れ途切れで、ただ、聞こえてはいたんですけれども、私の方の理解が正しいか、ちょっと確認をしていただけますでしょうか。

5つ要望をいただいたとあっていて、大型魚の50%増枠は沿岸へ全て配分すべき。

2つ目、かつお・まぐろ漁業は1,000トン規模へしてほしいというのと、I Qについてはやり直すべき。

3つ目、大中まきは大型魚ですかね、大型魚の増枠はゼロとすべき。

4つ目、小型魚10%については沿岸へ配分。

5つ目、遊漁は枠が過大ではないかというもので、5つ合っていますでしょうか。

○ウェブ参加者 3つ目が、そうですね、まき網枠を凍結してほしいということですね。ゼロではないです。

○番場課長補佐 隻数を増やさないでほしいということですか。

ごめんなさい、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○参加者 3つ目、もう一度言いますね。

大中型まき網への新規増加は凍結してほしい。

○番場課長補佐 すみません、多分大中まきへの数量について新規増は必要ないんじゃないかという御意見だと理解したんですが、もしチャットでいただければ、それでテークノートするようにしますので、よろしくお願いします。3つ目の部分だけで結構です。

○ウェブ参加者 ありがとうございます。

○番場課長補佐 すみません、ありがとうございます。

そうしたら、続いてウェブですけれども、お願いします。

○ウェブ参加者 私は、取材を続けてきた立場からの提案ですけれども、取りあえず2点指摘しておきたいと思います。

先ほど岩手県とか青森県の沿岸の方から、あるいは県の水産振興課の方からも発言、意見がありましたけれども、特に定置網ですね。定置網とその沿岸の釣りに関してですけれども、基準年2002年、2004年、それと最近の配分に当たって参考にしているという2010年代の半ばの実績ですね。これと関わりなく、やはり来遊量がここ二、三年急激に増えていると、これに対する配慮というのは当然行うべきなんではないかなと。というのも、釧路で開かれたWCPFCとIATTCの会合でも韓国が定置網に関して、過去の実績にかかわらず、年間300トン規模の枠を設置したいと言って認められていますけれども、やはり国際的にも許容される、そういった考え方を日本政府も柔軟に採用して、沿岸漁業が今苦しんでいる状況に対して十分な配慮を加えるべきではないかなということを思っています。

それと2点目ですけれども、これは闇の漁獲が大量に出てきた青森県にも関係することですが、僕は取材を通じて思うのは、未報告漁獲は青森県に限ったことではないなと思います。

それで、この規制が始まったときの漁獲実績の統計の取り方ももともとその統計がなかったところで段階的に整備したものですから、かなり凸凹が大きい、必ずしも全面的に信頼できるような漁獲データではなかったと思います。

それで、やはり特に青森県の場合なんか毎年100トン、多い年には100トンぐらいの未報告が発覚したわけですから、実際に今まで報告された数量とは違って、実際の漁獲量はどのくらいあったのかということを全国でもう一度きちっとやり直した上で、それを基に、もう二度と枠がないから、報告できないから闇で売るというふうな行為が出ないように、実情に即したような枠の配分の仕方、実力の評価の仕方もあるべきではないかなと。そうしないと青森のようなケースは、これからも繰り返すと思いますし、現在も

今、気仙沼港ですか、海上保安部が大目流し網を対象に大量の未報告漁獲を調査している。やっぱりこういった問題、全国どこで起きてもおかしくないような状況だと私は思いますので、きちっと闇の漁獲量がどのくらいあったのかということは、経済学者の力を借りてもいいですし、漁協の方々の今までの集計した能力、データをフルに活用して、もう一度、本当にどのくらいマグロを捕っていたのかということを点検し直してみていただきたいなと思います。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望承知しました。

そうしたら、次ですけれども、よろしくお願いいたします。

○ウェブ参加者 お世話になります。いつもありがとうございます。

最初に、2つ質問したいんですけれども、前回の会議で遊漁の漁獲量のデータがないんで、そのデータを正確に把握するようなことを話していたんですけれども、どのように遊漁の漁獲量を調査するのか、それを教えてもらいたいですね。

例えば、2021年6月に遊漁の規制を開始するときに、遊漁の枠は最初発表されていなかったんですよね。ところが、1週間で10トンに達すると、慌てて再度の実施になりますと言出し、そして7月の広域漁業調整委員会で20トンという枠が発表されました。これに関しては、正確な漁獲量調査もせず、科学的根拠もなく、パブリックコメントも取らずに、公的に決められたわけです。こんな方法は、二度と取ってもらいたくないです。ちゃんと民主的に公平に公正にやってください。

それともう一つは、さっき遊漁の枠が500トンは多過ぎるという御意見がございましたけれども、私は太平洋の会議で境港、日本海側のまき網は、ほとんど境港に水揚げするんですけれども、その境港のクロマグロの水揚げ単価が、キロ単価が昨年に比べて、今年8%下がったんですよ。要するに、もう値崩れが始まっているんですよ。値崩れが始まっているのは、まき網だけではなく、いろんなところで起きていますよね、それは皆さん知っていると思うんですけれども。

それと、WCPFCの会議でメキシコは増枠に消極的だったと聞いています。メキシコは畜養が中心なんですけれども、やっぱり値崩れを恐れて、そんなに枠を増やしたらマグロは安くなっちゃうだろうということを懸念して消極的だったと聞いています。

あとは、今完全養殖と、一時あれだけすごい大騒ぎ、騒がれたんですけれども、今は完全養殖の需要もほとんどなくなりましたよね。今年春には、たしか畜養会社が倒産してい

ましたね。そういうことで50%増枠、それでそのときは私、こう言いましたよね。増枠してもやっぱり値崩れは起きるんだったら、まき網は据置きにして、増えた分を沿岸に回したらどうだと私はそのように話しました。だから、沿岸の方たちに対しては、協力的な発言をしたと今でも思っています。

それと、今後値崩れが当然予想されるわけですね。捕れば捕るほど安くなる、そういう状況になると思うんですよ、はっきり言いますけれども。その値崩れの打開策として、その前に境港の水揚げは大体1,200トンぐらいなんですけれども、水揚げ金額は16億円ちょいでしたよね。経済効果をその10倍と建策しても160億円、これを遊漁に1,200トン与えると、経済効果は1,000億円以上になると思うんですよ。遊漁の経済効果って日本、水産庁は調査していないんですけれども、東京海洋大学の教授が調査したところ、遊漁のクロマグロの経済効果は函館近郊だけで26億円あるということを聞きました。そして、それを函館近郊だけで26億円ですから、しかも枠が少ない中でそういうことなんですから、枠を例えば500トンに増やせば、経済効果って多分500億円は軽く超すと思うんですよ。そういう経済効果を考えてやってもらいたい。

遊漁は遊びとよく言いますけれども、遊漁船の船長は仕事だし、遊漁者は結構あっちこっちへ旅館に泊まったり、その村の居酒屋で食事をしたり、ガソリンスタンドで燃料を入れたり、コンビニで買物したり、帰りはお土産を買ったりして、その経済効果はかなり大きいと思います。地方経済にたくさん貢献していると思います。

ちなみに海外を例にとると、例えばアメリカは太平洋クロマグロの総漁獲量は1,731トンだったかな、2022年がそうでしたよね。そのうち1,367トンがスポーツ、スポーツってアメリカは遊漁のことをスポーツと言うんですけれども、要するに全体78%がスポーツなんですよね。アメリカはやっぱり経済効果を中心にして動きます。ですから、ほとんどの州で例えばクロマグロに限らず、例えばタイとかヒラメにしてもスポーツの方が経済効果が大きいので、経済効果を優先していろんな施策を進めています。ですから、日本もやっぱり民主的に経済的に経済効果を考えた漁獲枠の公平で公正な配分をお願いします。500トンは決して多くないと思っています。

以上です。

○番場課長補佐　ありがとうございました。

配分に関する意見は、他のブロック会議でもいただいていた。承知しました。

一つ、共有させていただくと、その境港の単価の部分ですね。九州ブロックでその発言

を受けていただいた御意見は、境港の市場の方からは、ここ3年が、確かに昨年はその前年に比べるとちょっと下がっているんですけども、前々年が一番過去最高だったので、少し下がっていますけれども、ここ3年の単価がベスト3だというような、そういう発言があったので、一応御紹介はさせていただきます。

あと、ごめんなさい、海洋大が試算した遊漁の経済効果の26億円って、もし論文とかであるようであれば、後ほどでもいいんですけども、後学のために御紹介いただけると大変ありがたいです。

○ウェブ参加者 分かりました。

26億円の資料というのかな、確か日経だったか何かの記事になったのは、ちゃんと保存してありますから、それを遊漁室に送ればいいですかね、メールアドレスとか教えていただければ。

○番場課長補佐 遊漁室に送っていただいて構いません。それから、もし遊漁室が把握しているようだったら申し訳ありません。ちょっと僕は知らなかったもので、知りたいなと思っただけです。

○ウェブ参加者 他に京都大学も丹後海の経済効果は出していますから、いろんな経済効果というのは決してばかにできないんですよ。地域経済にすごい貢献していると思うんですよ、釣り人。よく遊びとおっしゃいますけれども、我々は納税者でもあるし、憲法第13条で幸福の追求権というのがありますから、幸福の追求をする上で遊びというのは大切な要素ですから、そういう単なる遊びということで片づけていただきたくないと思っています。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

続いて、その他ウェブでも会場でもよろしいですけども、そうしたら会場の方よろしくをお願いします。

○参加者 すみません。

ちょっと僕、沿岸の人たちのは新聞で意見とかも見たことはあるんですけども、大型のまき網の人の意見というのを聞いたことがなかったんで、結局は、今沿岸でこう言われても、12月に配分するときは、もし大型まき網の方に配分されても沿岸とまき網のどの意見を水産庁は取り入れて配分したのかなというのが知りたくて。そういうのって何かまき網さんがこういうふうに意見していますよというのは聞いたことないんですよ。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

各会場でまき網さんも意見を言っていて、今もそうしたらいらっしゃいますので。

マイクをお願いします。

○参加者　ちょうど発言しようかと思っていたところでした。それでは、ここで大中型まき網としての立場の方を発言をさせていただきたいと思います。

まず、先日のW C P F Cの北委員会では、かつてないような増枠の結果となりましたことをまず水産庁の交渉担当者、関係者の方に感謝申し上げます。

それでは、大中型まき網の状況でございますけれども、大中型まき網におきましても、クロマグロは経営上、大変重要な魚種になっておりまして、特に近年、海洋環境の変化が大きく、例えばこの太平洋海区では、サバの大不漁が続くような形で、漁獲が不安定になっております。また、経費の高騰もありますので、クロマグロの重要性が年々高まっているというような状況でございます。

さらに、やっぱり資源は実際に大きく増加しているということで、マエイワシですとか、サバ、アジなどを狙う操業で、結構漁場でクロマグロが回遊してきておりますので、混獲が増加してきておりまして、マグロが入らないように網を巻くとかいうような形で、本来の操業の支障が大変出ている状況になっております。まず、特に今年に入ってからなど、そういうケースが増えておりまして、こうした点から増枠が必要な状況でございます。

そして、先ほど来、皆様、沿岸漁業者の方々から優先配分をとというような御発言がございましたけれども、先ほど水産庁さんの資料でもちょっとございましたけれども、大中まきとして大型魚、小型魚におきまして、沿岸ですとか、それから国の留保に相当量これまで抛出したような、削減された数量で管理を行ってきたという状況がございます。抛出数量につきましては、水産庁の参考資料の32ページ、33ページに載っているかと思います。

この結果としまして、先ほどもありましたけれども、水産庁の説明資料の12ページにありますけれども、現在の配分数量は、小型魚で2002年から2004年の半減とされる水準に対しまして、国全体枠では、89%の水準になっていると思います。数字がちょっと合計欄のパーセントが載っておりませんが、ちょっと私の方で計算したところ、89%全体の水準になっているところ、大中まきでは、52%の水準になって、これにつきましては、T A Cが導入される前の2008年から大中まきでは、小型魚の漁獲抑制を主に九州海域で管理をしてきておりまして、また大型魚へのシフト、小型魚の抑制というような操業の改革なども進めていた結果、この水準での管理を行ってまいります。

また、大型魚では、同じく2002から2004年の水準に対しまして、国全体枠で、これ128%の水準だと思いますけれども、大中まきでは、117%の水準となっております。また、将来交換ですとか、繰越しの際の留保への提供など、沿岸への配分に協力するような形となってきたと考えております。

この抛出後の限られた枠で、現在の我々の操業、漁獲枠が成立しているということを受け入れまして、前提とした上でですけれども、大中まきとしましては、W C P F Cが引き続き2002から2004年の実績を基準としていることも念頭に、増枠分につきましては、令和3年のクロマグロ部会の取りまとめに基づいて、今まで設定されています今期の令和6年度の季節的な配分に応じた公平な配分となるということを水産庁に要請したいと思っております。

それから、増枠分について、魚価を下げてしまうでしょうというような御心配の発言ございました。需給の関係からいくと、そういった心配は、当然理解しておりますけれども、大中まきの日本海の大型魚操業では、公的 I Q も実施され、また太平洋の操業についても自主的な I Q 操業を行っておりまして、そういう中で水揚げが特定の漁港になるべく集中しないようにならしながら、また相場なども見ながら、計画的な水揚げ、それから品質管理に努めて努力をしているところでもございますので、そういった取組については、今後也十分考えながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、大中まきとしての立場を述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

先ほどのすみません、こちらの方にあった御質問としては、恐らくは、こういうふうに意見が出たもの、今後どうしていくのかということも含まれていたのかなと思って、それを答える前にマイクを渡してしまって、すみません。

このブロック説明会が今日5回目で、最後の説明会ですけれども、5回でたくさんのいろんな意見いただいています。当然、現実的にできるものできないもの、それから御意見も相反するものもたくさんございますので、それをどうしていくか。どれを採用して、どれを不採用にするかというのを1個ずつ検討していくというよりは、ちょっとどうなるか分かりませんが、イメージとしては、13ページを御覧いただければと思うんですけれども。

今、我々水産庁として考えている項目の主なものをこちらに挙げておりますけれども、当然たくさんの意見が出た中で、この項目の中に当てはまるものもあれば、ないものもあ

ります。どうなるか、すみません、保証できないんですが、我々が考えているイメージとしては、項目があって、現状こうです。この横に、これに関してこういう意見がありましたとか、じゃあどうしていくんだということを今後くろまぐろ部会で検討していくことになるのではないかなと思っています。

いずれにせよ、我々が想像しているイメージとしてはそういったところなんですけれども、それも踏まえて、今後、このいただいた意見どう扱っていくかというか、まずはどうとりまとめるかというところですかね。くろまぐろ部会に報告していくかというのを検討していくことになると思います。

もう一つが他のブロック説明会でもあった御意見ですけれども、水産庁がとりまとめるときに、そもそもそこで落とされてしまうとか、水産庁が良いうように意見を調整するんじゃないとか、そういうことはないようにしてくれという御意見もありまして、そういったものも踏まえて、全体、全部を、うまく委員に把握してもらい、状況を把握してもらいというのも含めて、なるべく漏れがないように上げるというところも検討していきたいと思っています。

○参加者　すみません、一言いいですか。

今ようやく資源回復して、増枠にこぎ付けた今、この枠を、配分の仕方を間違えると、また簡単に前回みたいに資源がなくなりますよ。

日本海の産卵期のマグロ、境港で揚がる卵の数量を調べてみてください、一回。産卵期に先ほどあれで話もありましたが、産卵期のマグロを日本海ですずっと生まれてくるわけですよ。これも十何年も前から私たちは訴えてきたんですよ、資源がなくなるということで。それを今、この小型をまかないということで、この資源を見てください。この20センチ未満のマグロだなんて津軽海峡に入ってこなかったですよ、全然。今、定置網が起こせないくらい回遊してくるんですよ。そのぐらい資源に対して漁獲圧をかける漁法は、ちゃんと水産庁大臣許可で調整しながらやっていけば資源はなくなると思います。これを数字を与えてしまうから、何ぼでも捕るわけですよ、その数字の分。あってもなくてもですよ。100トンと言え、50トンしかない魚も100トン捕る気になるんですよ。資源がゼロじゃないですか。その繰り返しで、今全て資源がなくなっていると思いますよ。

今、まき網さん、ここにいて失礼だけれども、10年、15年前はまき網でまけない魚は結構ありましたよ。今、まけない魚ってありますか。カツオだなんて、マグロだなんて、5,000万の懸賞ついた時代ですよ。今は設備も漁具も発達して、まき網さんがまけない魚

種なんてないんですよ。そのぐらい海の資源に対して漁獲圧をかけている、そういう漁法に対しては、水産庁がちゃんと管理して、沿岸の漁民が生活可能なような海にしていきたい、これはお願いです。

○番場課長補佐 御意見、承知をしました。

一つ資源の部分で言うと、このクロマグロに関しては、それこそこの国際交渉、W C P F C と、それから I A T T C も含めて、国際的に日本の捕れる量が決まっているわけですね。それがかなり資源と比較して、我々としては不足しているんじゃないかという意見とかもありますけれども、その枠内であれば、この資源がなくなることはないという中で、国際的に決まっているこの日本の枠を超えない限りは、資源はなくなるという中での国内管理になっていると思っています。

○参加者 じゃ、何で資源がなくなったんですか。

○番場課長補佐 そこは捕り過ぎていたからというところだと思いますけれども。

○参加者 だから、そのやり方を間違えると、資源がなくなりますよということなんですよ。

○番場課長補佐 要は、その捕り方も重要だということによろしいですか。

○参加者 今、関係ないかもしれませんが、マグロが増え過ぎて、日本全国イカが影響すごいんですよ。夜、電灯すれば、イカも集まるけれども、マグロが集まって釣れない。今、この第3漁場で八戸沖の三陸棚ですか、第3漁場で有名な漁場がマグロがいっぱいいて海底にへばりついて、イカはそのもの、幾らかはいるんだけど、針につかない。皆さんも御承知のとおり、水産庁も調べて分かっていると思いますが、今まで歴史の中で釣り上げてきたイカが全然釣れない中、トロールが解禁になると、あのぐらい大漁なんです。今、トロール船も大体、大概低迷低迷で商売にならなくなってきている、資源がないという中で、新船を造っているところもあるんですよ。そのぐらいイカ資源がない中で、イカで水揚げされている、本当にこの海の中のサイクルが全然狂っていますよ、全く。気にされておられません。そういうような中で、やっぱり大臣許可である水産庁が管理して、やっぱり上手に資源を確保する、沿岸漁民にも捕らせる、そういうやり方をしないと、大型船だけが残る、大型船が駄目になれば、日本の海は終わりますよ。そういう状況だと思います。

もうここ20年で海はがらっと変わりました。特別、マグロのT A C 法始まってから、またまた沿岸漁民はきつくなりましたよ。その声は、日本全国から多分たくさん言葉が上

がっていると思います。だから、まき網をいじめるんじゃなく、沿岸漁民を国民を生かすように、98%が沿岸漁民、漁業者の人口ですよ。大型会社が、ごく僅かな人口だと思いますが、8割、9割を占めるんですよ。だから、そのところを広い目で、みんなこの沿岸漁民に配慮していただくように重ねて強く要望いたします。お願いします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望承知しました。

資源がなくなるという部分は、他の資源ですね。クロマグロではなくて、クロマグロが食べるような資源に影響が出ているという御意見ですよ。

○参加者 だから、サイクルになっていないんです。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

お願いします。

○参加者 度々すみませんけれども、今後の検討スケジュールのところ、10枚目のスライドのところなんですけれども、くろまぐろ部会の開催という形で書いてございますけれども、これは公開で行われるものではないんですか。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

傍聴は可能ですし、資料も、それから後ほど議事録も公表するものとなっています。

○参加者 12月上旬にTAC意見交換会ということで、こちらは沿岸漁業者の方も参加可能かと思いますが、やはり検討した経緯というのをなるべく皆さん方も早く知りたいと思いますので、ぜひ経緯について随時御案内いただけるということを要望いたします。

○番場課長補佐 承知しました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。ウェブもよろしいですか。

○ウェブ参加者 他に質問ないので、度々出しゃばって恐縮ですが。

1つは、調査枠についての質問です。

釧路での会議でも資源評価に使うデータに関しては、別途調査枠というものを設けた方がいいんじゃないかという議論があったようですけれども、この現況についてちょっと教えてください。

○番場課長補佐 ウェブで国際課さん、対応可能でしょうか。

すみません、私の方から、そうしたら回答させていただくと、調査枠については、今年はずまらず、来年以降の引き続きの検討事項として残っていると思っております。どう

いう調査が必要かとか、そういったものをまず科学委員会のほうで検討すべきであるという事で、今後、科学委員会で検討がされるものと思っております。

○ウェブ参加者　それで、調査枠についての意見なんですけれども、長らくひき縄と近海はえ縄の特定の時期の漁獲データが資源評価に使われてきたということは私も存じ上げていますけれども、この漁獲制限が始まって以降、ひき縄についても、近海はえ縄についてもデータの質は違ってきて、かなり人為的にゆがめられた数字になってきているのではないのかなと思うんです。それが科学者が日本の資源評価のデータをなかなか使いたがらない原因だというふうに理解をしております。

それで、ひき縄の方に関しては、モニター船というのか、養成をして自由な操業状態に近い状態でデータを集めるということがなされているようですけれども、はえ縄とか定置網とかまき網についても、そういった仕組みをどんどん考えていく必要があるのではないのかなと。

といいますのは、例えばはえ縄では、今 I Q が導入されていますけれども、この I Q 導入の理由は、データが取れないから I Q で先取り競争をやめさせるんだという、ちょっとその本来の目的から違った形で I Q が導入されて、それで今はえ縄業界ではけんかが起きているわけですね。やはりそのところは、やはりもともと I Q がなければ、はえ捕り競争は収めなかったのかどうなのか。

今日もちょっと申し上げましたけれども、漁獲数量の割当てが制限が始まった2018年で、本来の W C P F C の基準であれば750トンあるところを167トンしか与えられなかった、そこに問題があるので、先取り競争が収まらないし、データも取れなくなったと。なのに、そこを水産庁はきちっと説明しないから、沿岸漁業者からは、はえ縄は一体何やっているんだ、だらしがないという批判が出てくる。僕はそういうのを見ると、非常に日本の漁業者は不幸だなと思います。そういった面で、やはりその調査用のデータは行政がやるのではなくて、水研センターの科学者が必要だと思える方法できちっとお金を出して集めるようなことをこれからは考えていった方が良くはないかなと思います。

この点は、特に重要なのは、やはり先ほどまき網の方はかなり努力をして、本来もらえる枠よりも小さいんだということを強調していらっしゃいましたけれども、私、近海はえ縄の歴史を見ると、この752トン、2002年から2004年の実績に基づけば752トンあるところがたった200トン弱に減らされていると、これと比べると、まき網というのは守られ続けてきているわけです。水産庁の配付する資料でもまき網業界がいかに皆さんに貢献してい

るんですよということを詳細に書いていくわけですがけれども、これは私の経験からすると、最初にまき網に大量に配慮して大きな枠を与えたから、それだけの余裕があるんです。

先日、東京での会議でも申し上げましたけれども、小型魚規制が始まったときに2,000トン、いきなりまき網に配分した。これがインパクト比率を勘案して十分な減らし方だったかどうかということ、今回のくろまぐろ部会では本格的に検証してもらいたいと思いますし、今までのくろまぐろ部会での検証は不十分だというふうに思いました。

以上です。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

他のブロック説明会でも同じ御意見いただいていますので、細かい説明は、同じような回答は差し控えさせていただきますけれども、一応、今回初めて聞いているような方もいらっしゃるので、主な部分は、水産庁として言わなきゃいけない部分だけ言うと、先ほど近海はえ縄、かつお・まぐろ漁業が2002年、2004年よりも少なくなっているというのは、基本2019年の配分のときに、当時の直近年である2015年から16年を基準にしたことによって、この数字になっていったというものです。今は、それを平均漁獲実績以上にすることによって戻っていますけれども、その当時の直近の漁獲実績に基づいて配分したらこうなったというようなものになります。

それから……

○参加者　私がちょっと疑問に思うのは、本来の基準に照らせば750トンあるものをなぜ3分の1にしたまま、そのまま実施に移したかと、そういったことは他の漁業ではあり得ないことなんですよ。なぜはえ縄だけがそういう犠牲に遭ったのか、その理由をきちっとやはり水産庁は説明する責任があるんじゃないでしょうか。

○番場課長補佐　そこは一定の基準に基づいて配分をしていたということですし、直近年なんで、過去のその2年、当時の2年前までの実績であれば、特に規制もない中でこの362という少ない数量で捕っていたということになります。

○参加者　私の理解では、当時も基本は2002年から2004年の漁獲実績を基本として、それに直近年のデータなんかも勘案するということであって、主と従が異なるわけですよ。それなのに水産庁が採用したのは、直近年のデータだけなわけです。それはまき網に対して、非常にまき網には、ほぼ実力どおりの枠が与えられる結果になっているし、減らさせた分は全部政府の留保枠になっているわけです。要するに、近海はえ縄を減らした分を政府の留保枠にしていくわけです。こういうやり方というのは非常に大きな間違いだったん

じゃないのかなと、そういう意見をぜひ私をくろまぐろ部会に呼んでいただければ、参考人として幾らでも委員の皆さんと議論してみたいなという気持ちでいます。

以上です。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

御意見をこれまでもいただいていますし、意図は承知しております。あと、調査枠が必要じゃないかというのは国際的な方への御意見だと思いますが、実情も踏まえて、今まさにそういう議論が行われつつあるという状況です。御意見は承知しました。

それから、続いて、お願いします。

○ウェブ参加者 クロマグロの一本釣りを今年からちょっと始めたんですけども、やはりまき網の本数がかかなり多くて、一本釣り漁業に対してすごい枠が少ないと思うんですよね。僕は他県から来て漁師になったんですけども、やっぱり他県から来て漁師を増やすという動きも山口県ではあるんですけども、結構漁業者の夢を壊しているような感じだと思うんですよね。こういう規制の枠の小ささというか、僕たちが売りたいくても売れないという、そういうのをもっとももっとちょっと配慮してもらいたいなと思います。

○番場課長補佐 ありがとうございます。承知しました。

新規参入者への、実績がない方への配慮が必要だということによろしいですか。

○ウェブ参加者 というか、全国の本一本釣りのことに対して、沿岸漁業者のことに対してですね。

○番場課長補佐 分かりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○ウェブ参加者 先ほども議題に出ましたけれども、市場に通さず、個人個人で売るというのもあったじゃないですか。そういうのが要は一本釣り、沿岸漁業者に対して枠が少ないから、それだけのそういうことが起きるのであって、もっともっと沿岸漁業者に対して枠が増枠してもらえれば、そういうことをしなくても良いような感じなんですけれども、増枠をお願いいたします。

○番場課長補佐 承知しました。ありがとうございます。

その他ウェブ参加の方で御意見等あればよろしく願いいたします。

会場もよろしいでしょうか。会場の方でよろしく願いいたします。

○参加者 すみません。

私は遊漁者なんですけれども、一つ質問したいんですが、この遊漁枠、1年間で40トンというのを定めていただいておりますけれども、月別の枠、4月、5月、6月、7月、8月、9月、この月別の話なんですけれども、全海域で統一されているんですよ。地元青森の海は大体平均して7月の中後半から9月いっぱいが高シーズンです。今、ここ数年、京都とか石川とか、もうちょっと南の方でマグロが大変釣れていまして、我々の海域でシーズンが始まる前に、月初め、もって3日、4日で枠がいっぱいになってしまって、地元の遊漁船、もちろん遊漁者、釣り具屋、もちろん遠征で来られる方もたくさんおりますので、旅館は皆さんもう商売にならないと。もう一回も出られずに、この高シーズン、夏の一番良い時期を逃してしまうと、これを何とかならないのかと。増枠していただけるのが一番良いんですが、もちろんこのマグロを漁業者の皆さんいる前で大変おこがましい話なんですけれども、これせめて全海域ではなく、海域別、もしくは都道府県別に割り振っていただけないものなのかという質問です。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

そこは、遊漁の管理をどうしていくかという中で議論していくことになるかと思えます。制度上不可能ではありません。ただ、それをどうやっていくかというところで、増枠と、それから管理の仕方が海域別に割り振ってほしいという御要望だと承知しましたので、ありがとうございます。

これについては配分と、遊漁の管理の在り方と、それから枠どうしていくか、2種類あるんですけれども、両方並行してこれから検討していきたいと思えますので、御意見ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。お願いします。

○参加者

もうその他のところで私もうちょっと言おうかなと思っていたところなんですけれども、昨年度、本県からも要望いたしました、沿岸クロマグロの漁業の承認、太平洋広域漁調委員会の承認についてでございます。

令和7年4月に恐らくその更新の時期を迎えるところだとは思いますが、今般こういった形で、まだ正式には決定されていないんですけれども、増枠の見込みがあるというところで、青森県さんとかの場合と違って本県の場合は、平成30年7月に過去の5年間の漁獲実績というのがなくて、承認船がゼロになった状況で、その後、400隻を上限とする新規の承認枠というのが設けられて、本県10隻程度なんですけれども、今現在、承認を

受けているところでございます。

ただ、やはりこういった形でクロマグロの来遊量が増えてきていて、小型漁船の方を中心に、やはりマグロを捕りたいという要望が県の方にも多数来ておりまして、今の現状の委員会指示ですと、既に承認されている船から権利を承継しない限り、その新規の承認は認めないということで、こういったような漁獲量を規制されている場合、その漁獲努力量を増やさないという管理の手法というのは理解できる場所ではあるんですけども、全国的に見て、恐らくそういった形で廃業した船とか、そういったような形での、例えば1万8,000隻というのであれば、その枠は少し余ってくるのではないかと思いますので、今回、枠の増加に合わせて、その新規の枠というのを認めていただければということを要望いたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今の承認期間がこの3月までで、次の新しい承認という中で、この承認、増枠の可能性が高いというところも含めて、都道府県さんと検討させていただければと思っています。

その辺なんですけれども、さっき枠、承認が多くて枠足りていないじゃないかという御意見も中でいただいています。今承認1万8,000隻ある中で、当然枠が足りないのが一番原因なんですけれども、要は今捕れている方というか、漁獲報告をしていただいている方は1万8,000隻のうち大体4割ぐらいで、あとの方たちは、承認はあるけれども、捕れていないという状況なんだと思っています。そこをどうしていくのかと、新しく承認が欲しい、本当に欲しい方たちにどう与えられるのかという部分、なかなか相反する部分もあって、どうしていくかというのを早急に検討しなきゃいけないと思っています。その辺は、それぞれ都道府県さん事情が違うので、都道府県さんと早急に相談をさせていただければと思っています。

いずれにせよ、枠が増える可能性があるんですから、新しい方たちにも必要じゃないかというのは、そのとおりだと思いますし、やり方について、これから検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○参加者 よろしくをお願いします。

○番場課長補佐 その他いかがでしょうか。

ないようでしたら、次、最後ですけれども、議題の4、進めさせていただければと思います。

議題の4は、その他ということで、特段水産庁から何か用意しているものはございません。せっかくの機会ですし、何か、何でも結構です。御意見、御質問あればよろしく願いしたいと思います。

そうしたら、会場の方よろしくをお願いします。

○参加者 会議の案内のことなんだけれども、もうちょっと早い時期に、もうちょっと分かるような案内の仕方取ってほしいな。なかなか組合も人数が足りなくて、いろいろネットなんか調べたりするようなこともできるような状態にないので、こういう会議があるというのをもう直接県に言って、県から各単協に案内出すような仕組みとか、それから応募の日にちとかももっと余裕を持って、案内とか応募とかできるような日程でやってほしいなと思います。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御意見承知しました。

すみません、どうしても北小委の結果が出てこない、こちらでも会議とか設定できなくて、ちょっと多分かなり苦しい短い期間での周知となりました。

一方で、今回の件って、県からその開催日時とかは連絡が行かなかったのですか。

○参加者 いいえ、違います、個人的に知っている人から案内をもらって応募しました。

○番場課長補佐 それは県通じて、多分漁協、恐らく青森県でよろしいですね。

○参加者 はい。

○番場課長補佐 県には、まず日時未定だけれども、やるよというのをまずお知らせをしていて、その後、日程が決まり次第ということで御連絡をしています。その辺は、多分漁協なりには連絡がいていたかと思うんですけども。

○参加者 いや、来ていない。

○番場課長補佐 ないということですね。御意見承知しました。

漁協に行けば、連絡は受け取れるということですか。その辺は、ちょっと青森県にも伝えておきたいと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、ウェブ、お願いします。

○ウェブ参加者 度々すみません。

幾つか要望ありますけれども、まず1つは、W C P F Cの会議の運営についてです。

私、釧路にも取材に行きましたけれども、メディアは一切会場にも立入禁止でした。ところが、N G Oとか漁業者は何十人と会議に出ておりました。その会議終了まで中身は報

道しないとか、いろんな取決めは簡単にできるんだろうと思うんですけども、そのメディアの傍聴というものをWCPFCの会議でもきちっと認めるような働きかけを日本政府からWCPFCの事務局ないし北委員会の共同議長に対して行っていただけないかなと。その点、まずちょっと御意見、今の時点での水産庁のお考え教えていただけないでしょうか。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

御要望として国際交渉の担当には伝えます。伝えますが、WCPFCの交渉自体が公の場でやるようなものではなくて、国際交渉なんですよ。国ごとのその利害を背負って交渉していく場であって、今、日本だけがメディアが自由に参加できないようになっているわけではなくて、他のメンバー国も含めて非公表の中でやっているという状況です。NGOが入っているのは、事前登録された方たちが入っていて、釧路に行ってすぐに自由に誰でも参加できるというような会議体系にはなっていないんです。なので、なかなかすぐに、日本がそう要望したからできるというわけではないですし、そもそも要望すべきかというところがございます。御要望があったことは、国際担当には伝えさせていただきます。

○ウェブ参加者　２点目なんですけれども、都道府県の知事管理枠の配分の仕方について、私いろいろなところに問合せをしたり、調査をすることがあるんですけども、ほとんどまともに回答してもらえないところがありません。

例えば、青森県の場合、あれだけの未報告漁獲の事件を起こしながら、各漁協、関係した漁業者に対してどのような処分ないし配分の調整が行われているのかということは、全く分からない状態なんですね。だから、漁業者にとっても、例えば大間漁協の関係者に聞くと、未報告で書類送検された人たちが相変わらずどんどん承認も持って、マグロ捕りたい放題捕っていると。しかも、真面目にやってきた漁師の枠を持っていくんじゃないかと、そういうふうな不安の声もたくさん聞くんですが、漁協単位でどういうふうに漁師に対してその漁獲量を配分しているのか、あるいは県単位で漁協に対してどういうふうなルールを設けて配分しているのか。これをもっと透明に外部からもチェック可能な形で運用するように、やはり国と地方の関係もあるかもしれませんが、水産庁とか都道府県は、もう少し漁協に対する助言機能、ガイドラインを示すとか、いろいろな事例を紹介して、あるいは自分たちが望ましいという方法を伝えながら、もう少し漁業者も困らない、外部から見ても点検しやすいと、そういうふうな配分ルールをつくっていただけないかなと思います。この点、いかがでしょうか。

○番場課長補佐　ありがとうございます。

御要望としてお受けはしますが、何個か多分、今御意見があったのかなと思うんですけども、国と都道府県で漁協単位、多分自主的な管理のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、国と都道府県はもう少し情報共有とかしていった問題がないようにしていくべきであるというのは、そのとおりかなと思って、それはやっていきたいと思っています。

一方で、検討途中であるとか、そういったところをどこまでそういうメディアの方にさらさなければいけないのかという部分は、いろいろあるかと思います。メディアの方の御要望として、そういうのも常に透明に見えていくようにしてほしいという御意見は承知しました。その辺も……

○ウェブ参加者　いや、私は検討途中のものを示してほしいと言っているんでなくて、この配分のルールに関しては、運用されているルールに関して知りたいなと、あるいはもっと周知すべきではないかなと。漁業者に対しても十分周知されていないようだし、ましてや外部の報道関係者に対して十分説明されているとは思えないので、せめて現在運用されているルールに関して、あるいは決まった処分に関してどのようなことを行っているかということは、きちっと公開できるような仕組みを考えていただきたいなということです。

○番場課長補佐　御要望は承知しました。

一つ言えば、多分、それはクロマグロの管理だけではないのかなと思います。一つ流れがあるのが資源管理協定でしょうか。今まで資源管理計画ということで、クロマグロだけではないです。その資源管理に関しての自主的な管理ということで、資源管理計画というものでやってきていて、今後というか、漁業法改正を踏まえて資源管理協定というところでやっていくということで動き始めていて、これらは公表していくということにしております。そういった流れの中でより透明性を持って資源管理に取り組んでいくというのはやっているとすし、これからもその辺は注意しながらやっていきたいと思っています。

○ウェブ参加者　最後ですけども、私が一番心配しているのは、くろまぐろ部会の審議する能力についてです。

1つは、その回数が先ほど3回ぐらいを想定ということでしたけれども、果たして3回、仮に1回3時間かけたとしても10時間足らずで、これだけ大勢の方々のその生活、収入を左右するような重大な問題が整理できるのかどうか。それがもし整理できないとすれば、それを補完するような意見交換の場所をこれからどういうふうにご利用すればいいのか、も

っとしっかりと考えていただきたいなど。

特に、遊漁の方なんかも検討会を別途つくってほしいという話もありましたけれども、別にその検討会とか小委員会をつくらなきゃいけないような話題がたくさんあるような気はするんです。したがって、たった3回というふうに回数を決めるのではなくて、もう少し毎週開催するとか、水産庁の側も審議会の委員に対する情報のインプットも足りていないと思いますので、国際会議で何がどういう視点で議論されたかということをしちっと日本語の翻訳資料とデータで示した上で、十分に理解してもらった上で、皆さんの生活がかかっている問題を話し合ってもらいたいなど。今までのくろまぐろ部会とか資源管理分科会の審議を傍聴していると、大体議論が中途半端に終わって、なあなあで物事が決まっていると、そういうことがあまりに多過ぎるように思いました。

以上です。

○番場課長補佐 御意見は承知しました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

会場よろしくお願いします。

○参加者 度々申し訳ございません、ちょっと言い忘れていたことがありましたので。漁業者の方から、特に定置漁業者の方から言われている混獲回避の支援事業についてでございますけれども、今1日1人当たり3,000円という部分について、今後はその事業の性質上、この金額を上げるわけには、そのかかり増し経費として上げるわけにはいかないという話があったんですが、これで賄えているかという、なかなか定置漁業は賄えない状況がございます、できれば1か統当たり100万という今上限がありますけれども、こちらの方、もしその単価が変えられないのであれば、もう少し上げてもらえれば、十分に賄えるのかという意見があったので、こちらについてもちょっと御検討をお願いしたいと思います。

○番場課長補佐 ありがとうございます。御要望承知しました。

当然、今できるかどうか、これからの予算要求とかいろいろございますけれども、他からも御要望はいただいていて、そういうのも踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。ウェブもよろしいですかね。

そうしましたら、これでブロック説明会を終了させていただきたいと思います。

冒頭でも説明をさせていただきましたけれども、今回いただきました特に配分に関する

御意見につきましては、他のブロック説明会での意見も踏まえて整理をさせていただいた上で、くろまぐろ部会で配分の考え方を審議していただくというような予定となっております。

それから、これも冒頭で申し上げましたとおり、今日の説明会の議事録、こちらは準備ができ次第、水産庁のホームページで掲載をさせていただきます。当然、個人情報等ありますので、お名前等は全部、分からないようにした上で、掲載をさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以上をもちまして、くろまぐろに関するブロック説明会は閉会とさせていただきます。

本日は、多くの御意見いただきまして、本当にありがとうございました。

午後 3 時46分 閉会